法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-03

民衆の「生存」思想から「権利」を問う：施政権返還後の金武湾・反CTS裁判をめぐって

上原，こずえ

(出版者 / Publisher)
法政大学沖縄文化研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
沖縄文化研究 / 沖縄文化研究
(巻 / Volume)
39
(開始ページ / Start Page)
127
(終了ページ / End Page)
158
(発行年 / Year)
2013-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00008872

Hosei University Repository

民衆の「生存」思想から「権利」を問う：

―施政権返還後の金武湾・反ＣＴＳ裁判をめぐって―

上原こずえ

はじめに

一九七二年の沖縄の施政権返還は、戦後を生き抜いた沖縄の人々にとって、憲法や司法によって措定される「権利」の限界に気づき、そしてそれから自律するものとして自らの生存があったことを見出す契機であった。その過程を象徴的に示しているのが、一九七三年に組織された金武湾（反ＣＴＳ）闘争であり、そのなかで提訴された反ＣＴＳ裁判であろう。

施政権返還前後の沖縄で「基地経済からの脱却」と「本土との経済格差解消」を掲げ進行していた沖縄島東海岸一帯への石油備蓄基地（Central Terminal Station, CTS）と石油精製工場の建設は、

Hosei University Repository

埋め立てと工事に伴う海の破壊という新たな苦悩を住民たちにもたらした。そのなかでも金武湾は、与那城村の平安座島で一九七〇年より操業を始めていた米国資本のガルフ石油ＣＴＳからの原油流出事故と、ガルフ進出の「代償」としての海中道路建設、[1] さらに施政権返還前に提起された「金武湾開発構想」の一端としての平安座島―宮城島間へのＣＴＳ建設計画に伴う公有水面の埋め立てによって広範囲に汚染されていた。

海の汚染が金武湾周辺市村の住民らに「危機」として感知されるなか、[2] 金武湾周辺各地の公民館などでは公害学習会が開催され、自主講座・公害原論から派生した「沖縄ＣＴＳ問題を考える会」関係者との交流も始まっていた。そして一九七三年九月二二日、与那城村屋慶名で一五〇人の住民が集い、工業化に抵抗してきた既存の組織である「東洋石油基地反対同盟」や「宮城島土地を守る会」、「石川市民協議会」、そして新たな組織としての「宜野座の生活と環境を守る会」や「与勝の自然と生命を守る会」、「具志川市民協議会」を連ねるかたちで「金武湾を守る会」が結成された。金武湾を守る会は、与那城村役場や埋め立て地、県庁での集会や座り込み、デモ、直接交渉を行うが、埋め立てを阻止できないままでいた。ＣＴＳの竣工開始が迫る一九七四年九月、金武湾を守る会の漁民は屋良知事を被告に知事が沖縄三菱開発に与えた公有水面の埋め立て免許の無効を求めて提訴、一九七七年四月にはＣＴＳタンク建設工事の差し止めを求める仮処分申請を行った。

以上のような裁判の経緯については運動当事者らによる記録や論文、裁判を支援した弁護士や技術

Hosei University Repository

者、研究者による技術論・法律論的な視点からの論考に残されて来た。[3] 近年では金武湾闘争を沖縄戦後史・社会運動史のなかに位置づけ、前後の抵抗運動との連続性や差異を検証しようとする研究もなされている。[4] これらにおいて金武湾闘争は、戦後日本の国土開発に遅れて組み込まれた施政権返還後の沖縄で「豊かさとは何か」を問い、価値観の転換を社会に迫ることで沖縄の抵抗運動に新たな方向性を示した「住民運動」として、また一九七九年以降の石垣市白保の空港建設反対運動、一九九七年以降の名護市辺野古における米軍基地建設反対運動に引き継がれた運動として捉えられている。しかし沖縄の住民運動における裁判については、十分に検証されているとはいえない。確かに、裁判闘争を主な戦略とした反戦地主の運動が、新川明が「反復帰」論をもって批判する「復帰思想」に依拠した、あるいは日本国憲法に解放の論理を見出した復帰運動を思想的に継承するものであり、それと対置されるものとして金武湾や白保で「反開発」や「反公害」を掲げた住民運動があった、という議論も存在する。[5] だがこのような議論は、住民運動が裁判を組織しながらも、手探りのなかでそれを闘ってきたことを提示しきれていない。沖縄の抵抗運動を担ってきた人々が、沖縄の戦後を常に権利獲得を課題としながら生き、葛藤のなかで施政権返還を迎えたことを踏まえた上で、裁判闘争の意義を捉え直す必要がある。

もちろん日本においても、一九五〇年代においては在日米軍基地の駐留や自衛隊の存在が「憲法の空洞化」や「司法の反動化」の実態とともに問われ、一九六〇年代後半においては四大公害に対して

Hosei University Repository

被害者救済を求める裁判闘争が組織された。しかし、これらの裁判をめぐる議論は、主に日本の戦後史を基軸としながら展開してきた。したがって、金武湾の反CTS裁判の歴史的意義を検証するには、日本に潜在主権を残したまま長期貸借するという「擬制」にもとづき二七年間米軍占領下に置かれ、日本に再統合された沖縄の戦後史を中心に見ていかなくてはならない。

沖縄戦後史は、沖縄人民の絶えまない闘いの歴史であった――新崎盛暉のこの主張は「無権利状態」から始まった戦後の沖縄で、沖縄戦を生きのびた人々が常に権利獲得を課題として闘ってきたという見方に貫かれている。[6]「戦後」が同時に米軍支配の始まりを意味した沖縄では、日本国憲法制定に伴い日本で成立した権利は保障されず、米軍の軍事訓練・軍事行動を最大限に遂行させるための統治機構、司法制度、法体系が形成されていった。法令は、米大統領による行政命令に準ずる形で米国民政府によって制定・公布され絶対的に優位なものとして位置づけられていた布令・布告と、米本国の法、琉球政府立法院による民立法、大日本帝国憲法、日本国憲法とが併存していた。さらにその布令・布告に基づき、米国民政府が運営し「米国や米国民の利害に関わる民事・刑事事件の裁判権を有する」米国民政府裁判所と、米国民政府の下部組織である琉球政府が運営する琉球民裁判所が存在し、民裁判所が民政府裁判所に従属していた。琉球民裁判所は、「高等弁務官が、合衆国の安全・財産または利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件または紛争」や「合衆国軍隊の構成員、軍属もしくは合衆国国民である合衆国政府の被雇用者または以上の者の家族であって、琉球人でない者が当

Hosei University Repository

事者であるすべての事件または紛争」、「合衆国またはその機関」に対する裁判権を持たず、米軍人などによる被害の賠償や土地接収に対する補償・救済を要求することができなかった。一方の高等弁務官は、琉球民裁判所の判決や決定、命令をいつでも再審、停止、変更、取り消すことが可能であり、合衆国の安全・財産または利害に関して影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件または紛争が琉球民裁判所に係属している場合はいつでも民政府裁判所に移送を命じることができた。(7)

米軍統治期の沖縄においては、このような統治機構、司法制度、法体系に抵抗する動きが組織されてきた。一九六五年の違憲訴訟(8)や一九六六年の裁判移送問題(9)などを通じて、日本国憲法に依拠した権利要求や、米軍統治期の司法制度に対する異議申し立てがなされ、「日本国憲法下への復帰」が求められていった。しかし日米間で合意された沖縄返還合意が、日米の軍事同盟における日本の役割強化と在沖米軍基地の恒久化を伴うものであることが明らかになるなかで、沖縄の「復帰」が日本国憲法を「空洞化」させることによってしか実現されないとの認識が広まり「沖縄返還粉砕」の訴えが高まる。国政参加による議会制民主主義の実現や裁判権の移行による人権の回復への期待が揺らぐなか、「復帰」を問うたのが爆竹事件や沖縄語裁判闘争であり、「反復帰」論であった。日本という近代国家秩序への抵抗が生まれる一方、中身を伴わずとも「復帰」を全面的には拒否できない本土と沖縄の革新勢力の存在もあり、大きな矛盾を残した形で施政権返還を迎えた。

施政権返還に伴う振興開発の一貫として施行された金武湾の埋め立てとCTS開発に抵抗した住民

Hosei University Repository

運動において、すでに信頼が揺らいでいた日本国憲法と司法制度のもとで裁判が提訴されたことの沖縄戦後史における意味は何か。本稿では、施政権返還から間もない沖縄での裁判闘争の経過、裁判闘争という具体的な経験を経るなかで金武湾を守る会の人々や弁護団が裁判に見出した可能性と限界、それを通じた抵抗運動における表現のあり方の変化をたどることで、施政権返還という沖縄戦後史における重要な転機に生まれた近代国家秩序批判と民衆の「生存」思想を提示する。

裁判闘争の組織化

反ＣＴＳ裁判はその提訴時から、施政権返還に伴う構造的な変化やそのなかで生じていた矛盾を抱えていた。先述したように、一九七三年に結成した金武湾を守る会のデモや集会、村役場や県庁での直接交渉の結果、一九七四年一月、屋良知事はＣＴＳ開発構想の撤回を三菱に求めた。しかしその撤回声明に再考を求める三菱の要求や「ＣＴＳ推進」政策を掲げた通産省および沖縄開発庁の圧力に屈し、県はそれ以上の措置をとらず、埋め立て工事が進行した。

埋め立て工事とＣＴＳ誘致の決定を覆せないままでいた金武湾を守る会は、一九七四年の県の「一・一九声明」直後、革新共闘弁護団による「ＣＴＳ問題についての見解書」を入手、屋良知事による沖縄三菱開発に対する宮城島―平安座島間の公有水面埋め立て免許交付の際、与那城村漁業組合と勝

Hosei University Repository

連村漁業組合が組合員である漁民の三分の二以上の署名、および漁業総会で三分の二以上の賛成を得ないまま埋め立てを認めたこと、つまり金武湾の埋め立て免許に県の法的瑕疵があったことを確認する。[10] 金武湾を守る会は闘争を法廷の場へと拡げることとなり、革新共闘弁護団に支援を求めていた。しかし革新共闘弁護団内部では、屋良知事を被告として提訴すれば、一九六八年の琉球政府主席公選以来擁立してきた屋良朝苗率いる革新県政を追いつめてしまうと危惧する団員の存在から意志統一がされず、支援は得られなかった。

金武湾を守る会の訴訟対策委員らは、漁民への情報提供に取組んできた弁護士の新垣勉、照屋寛徳に原告代理人弁護団の組織化を求め、また同時期に弁護士の池宮城紀夫にも原告代理人弁護団への参加を求めた。さらに施政権返還前からすでに石川アルミ闘争などと交流のあった自主講座関係者に支援を依頼、東京から弁護士の水上学（一九四一～二〇一〇年）らが原告代理人弁護団に加わり、提訴への準備を進めた。つまり反CTS裁判は、沖縄における革新勢力のあり方が問われ、また施政権返還という構造的変化によって日本本土―沖縄間の移動が可能となるなかで組織されたといえる。

弁護団の結成と同時に、金武湾を守る会は原告団の組織を進めていた。一九七四年の提訴時に法的な争点として考えられたのは、CTS開発に伴う金武湾の埋め立てや汚染によって侵害されている漁民の漁業権と、県と漁協の埋め立て合意における法的手続きの瑕疵であった。原告代理人弁護士らと

Hosei University Repository

金武湾を守る会教員らは共に与勝半島に点在する離島各地をまわり、漁協の合意形成の主体である地元の漁民に対し、原告としてのCTS裁判への参加を呼びかけた。裁判に原告として参加した漁民の田場典儀は、金武湾における原油流出事故による海の汚染について次のように語った。

三菱が埋め立てた海域は延縄漁のところで、埋め立てによりミミズはもうとれなくなった。油流出事故の後は浜いっぱいを覆った廃油ボールを取るので必死だった。海から船へ上がり、家に帰ると足の裏についた油は洗ってもおちない。家も全部まっ黒になった。体中油だらけだったよ。(11)

一九七四年九月、那覇地裁では六人の原告漁民が金武湾の埋め立て免許の無効を訴え、屋良知事を提訴、一九七四年一〇月三〇日の第一回公判で原告漁民は、県が漁業組合から得たとする合意手続きには欠陥があると主張した。(12) この提訴を機に、さらに漁民が原告団として裁判闘争に加わった。一九七四年一〇月から一九七五年七月までの七回の公判では、汚染された海水や油臭魚が提出され、意見陳述の際には原告漁民が自ら法廷に立ち、合意手続きの問題や、悪臭・騒音被害、ヘドロの堆積による海の汚染や魚介類の減少を訴えた。公判の際、金武湾を守る会がバスを貸し切り常に現地から多くの住民が駆けつけ、与那城村漁協や勝連村漁協の漁民が原告として新たに裁判に加わることとなった。一九七五年四月には平安座島の漁民二人が原告団に加わり、浜比嘉島浜区の漁民四〇人が原告に加わ

Hosei University Repository

った。彼らは一九七五年七月一四日の第七回口頭弁論で、「埋め立てに合意したことはない」と主張した。[13]

一九七五年九月五日、原告側弁護団が那覇地裁に提出した準備書面では、金武湾へのCTS建設の事業者である三菱石油株式会社が一九七四年一二月一八日に起こした、岡山県の水島製油所での重油流出事故がもたらした漁業被害について述べ、三菱の安全策・公害対策の不十分さを指摘した。また、かつて琉球政府立与勝海上公園に指定されていた金武湾は、住民にとっては「海藻類、魚類蛋白の供給源としての貴重な資産」であったことなど、住民や漁民が海とどのようなつながりを持ってきたのかが具体的な事例をもって説明された。埋め立てられた海域は、モズクやスクガラス、白イカ、ウニの漁場であり、また埋め立て用の土砂として採砂されていた浜比嘉島のナンジャ岩付近ではウニやモズクが豊富に採れた。海中道路東側の屋慶名干潟ではクルマエビが生育し、重油流出事故で汚染された海中道路西側はモズクの生産地であった。干潟では海藻や魚介類を採り、照間沿岸の砂浜ではイグサを乾燥させ筵を作っていた。採餌場・漁場、海と隣接する金武湾の漁民・住民らの生活が、海中道路の建設や、ガルフ社からの原油・重油の流出、廃油ボールの漂着、石油精製工場からの悪臭、三菱の宮城島―平安座島間の埋め立てによって破壊されたのだとした。[14]

だが原告漁民の訴えに対して裁判所は十分な審理を経ずに結審し判決を下した。一九七五年九月、県は原告漁民の訴えに利益は無いとの回答を那覇地裁に提出、翌日の第八回公判で裁判長は反論の余

Hosei University Repository

地を与えずに結審を言い渡した。これに対し、弁護団は裁判長忌避申し立てと即時抗告を行うが却下される。[15] 一〇月の第九回公判において山口裁判長は、埋め立てがすでに完了しているため海の原状回復が困難であり、したがって漁業を行うことが不可能であり守られるべき漁業権もない、という理由から「訴えの利益なし」との判決を下し、判決後すぐに法廷を立ち去った。このとき山口裁判長が原告代理人弁護団からの発言も認めず、傍聴席からは聞き取ることができないほどの小声で判決を言い渡し、機動隊に囲まれ法廷を去ったことに対する怒りの声が、公判後法廷から出た住民のなかからあがっていたことが当時の新聞記事には記録されている。[16] 漁業権裁判の判決後、一九七五年一〇月六日から一一日まで、金武湾を守る会を中心とする一五〇人が県庁入口で断食闘争を組織し、そのうち数名は知事公舎の鉄のフェンスに体を鎖で縛り付けて抵抗した。[17]

「訴えの利益なし」判決が下された時点で、金武湾を守る会は「控訴するか、再び訴えを起こすか、あるいは裁判を無視し住民運動を構築していくか」の選択を迫られていたが、判決から三日後の一〇月七日に上告、しかし屋良知事は竣工認可を発表、CTSではない「無公害企業を誘致するために企業と接触を強めていくが、これまでの感触では見通しは暗い」との会見を行う。[18] 金武湾を守る会は与那城村に対し、与那城村の住民から集めた六、一二三名の署名を提出し、埋め立てによって造られた「新しい土地」を三菱に登記させないよう要請した。しかし県と与那城村議会は守る会の要請を退け、一〇月一一日、屋良知事は埋め立て完了を承認し、一一月二五日、与那城村議会は「新しい土地の確

Hosei University Repository

認」を承認した。[19]

原告漁民とその代理人らは、一九七六年一月から七月の四回の控訴審公判の間、裁判長の法解釈の誤りや判決内容の問題を指摘し審理の差戻しを求める。[20] 一九七六年一月三〇日の控訴審第一回公判では「訴えの利益なし」判決の問題を指摘した。控訴審公判に向け、勝連村漁協浜支部は浜漁民の訴えをまとめ、悪臭、騒音の被害、ヘドロの堆積による汚染や魚介類の著しい減少による漁民の生活破壊を詳細に記録した。[21] これはつまり、海に生かされてきた漁民や住民の生活のありようや、海への想いが言語化されていく過程でもあった。これまで魚介類が豊富であった漁場は、汚染により破壊された。海水が汚染され、かゆみを引き起こすなどの被害があり、子供たちは海で容易に遊べなくなった。漁民の生活が破壊され、漁民数が激減している一方で、多くの漁民が出稼ぎで本島にいかざるを得なくなっていた。機関誌『東海岸』では、「なぜ生きがいである海を奪うのか」という漁民の怒りとともに、漁業だけでは生活できなくなってしまった漁民の窮状が訴えられた。それでも屋良知事はCTSを誘致する姿勢を変えず那覇地方裁判所に控訴の却下を申請、沖縄革新共闘支援のもとで当選した平良幸市の知事就任直前の一九七六年六月、石油タンクの設置を許可した。[22]

その後、一九七六年一二月二七日には与那城村と沖縄石油基地・沖縄ターミナルが、一九七七年三月一〇日には沖縄県と沖縄石油基地が、一九七七年六月四日には沖縄県とその他全ての石油関連企業が公害防止協定を結んだ。金武湾を守る会は、県がこれらの協定について市民に公開せずに締結した

Hosei University Repository

ことを批判し、また一九七四年末の三菱石油水島製油所重油流出事故を例に、大規模化する石油産業に潜在する事故の可能性に対し、法的規制は無効であると指摘した。

タンク設置が迫っていた一九七七年四月、金武湾を守る会は一、二五〇人の原告団を組織し、当時大阪空港騒音訴訟で争われていた人格権や環境権に基づく県内初の公害裁判として、石油備蓄タンク建設の差し止めを求める「危険物貯蔵所等建築工事禁止仮処分申請」を那覇地裁に提出した。[23] 一九七七年八月から一九七八年六月の五回に及ぶ公判には、日本各地から生物学者や地学者が証人として参加し、埋立地の地盤の脆弱性や地震に伴う火災の可能性を指摘した。[24] しかし一九七九年三月、傍聴席にいる住民らを機動隊が取り囲むなか、タンク設置でたとえ火災などが発生しても、原告住民の生命、身体、健康に被害を与える危険性はない、との理由でCTS工事の差し止めを求める仮処分請求が却下されてしまう。[25] 裁判闘争が行き詰まる一方、県政の保守化に伴い就任していた自民党の西銘順治知事は、沖縄石油精製に対し石油備蓄タンクの増設を認め、[26] CTSを増設するための二期工事を承認する。[27] 一方で、CTS開発に伴う危機は現実のものとなり、一九八一年二月には沖縄島南端の喜屋武岬沖合で石油タンカーの爆発事故、[28] 一九八二年一二月には沖縄石油基地において原油流出事故が発生した。[29] 原告漁民による提訴から約八年が経過した一九八二年一〇月、金武湾を守る会は、操業が開始されるなか操業禁止は不要であるとの判決が下れば悪い判例となってしまうという理由から、反CTS裁判の上訴請求を取り下げた。[30]

Hosei University Repository

裁判をめぐって

以上のような過程をたどった反CTS裁判は、金武湾を守る会にとって、一九七四年の「漁業権」裁判の組織化の時点ですでに葛藤を伴うものであったことが当時の資料から読み取ることができる。革新共闘弁護団との対立の末に踏み切った提訴から一年後の一九七五年九月、金武湾を守る会は、準備書面や公判時の写真を掲載した冊子を出版するが、それに収録されている一九七四年九月四日発表の「提訴にあたっての声明」からは、提訴の時点で、守る会が裁判を「唯一の手段」であるとは捉えず、「あらゆる手段と戦術」の一つにすぎないと考えていたこと、裁判の問題、限界を認識していたことが分かる。[31] つまり憲法や司法制度に対する期待やあこがれは、この時点においてはすでに揺らいでいたかあるいは崩壊していた。

だからこそ、金武湾・反CTS裁判関係者による裁判闘争への取り組みをめぐる評価は、実際の審理や判決のあり方に関してのみなされるではなく、むしろ裁判への取り組みによって金武湾闘争にもたらされた変化についてなされてきた。たとえば、原告代理人弁護団の一員として裁判闘争を支えた池宮城紀夫は、反CTS裁判を振り返り「我々は敗北したのか？否である」と述べ、その理由として、「十年近くのCTS反対闘争によって、孤立無縁であった石油企業による金武湾破壊に対する我々の告発が、やがて県民に理解され、CTS反対が今や世論となっている」とした。[32]

Hosei University Repository

おそらくこのような主張は、提訴を機に金武湾を守る会への共感や支援が県内外に拡がったということを背景になされてきた。例えば「漁業権」裁判提訴直後、在沖の研究者やジャーナリストらが「現地の闘いをバックアップし、運動の裾野を拡げよう」との目的で「反CTS闘争を拡げる会」を結成、現地集会に参加、革新政党・団体と対立し孤立する金武湾を守る会の支持を新聞紙上で表明し、[33]他団体組織に対してもカンパを募るなど支援と協力を呼びかけていた。[34]その支援の拡がりは、当初から「地域闘争」を重視する立場から金武湾を守る会への連帯を示していた中部地区労などの団体が、裁判提訴に伴い支援を呼びかけ、組織原理の差異を主な理由に金武湾を守る会と対立してきた沖縄県労働組合協議会などが連帯を示しはじめたことにも表れている。[35]またこれらの金武湾を守る会への支持の拡がりと同時期に開催されていた、反CTS講演集会や懇談会を通じて、反CTSを掲げてきた金武湾を守る会を中心とする「琉球弧」各地の住民運動の交流がはじまったと指摘することができるだろう。[36]

また、日本各地から参加した弁護士や研究者、学生らは、水島製油所重油流出事故をはじめとする全国各地の公害問題を金武湾に伝え、同時に沖縄における開発やそれに伴う公害問題への注目を集めた。[37]「内部だけでは出せない資料を、外部に出して、沖縄に行けば使ってもらえる、裁判で生きる、生かすことができる」と考えた全国の弁護士や企業の労働組合、記者から、金武湾開発に関連する企業の資料が発信された。[38]こうしてもたらされた資料が反CTS裁判を通じて検証され、地質やタンク

Hosei University Repository

構造の問題を訴える根拠となるが、ここで蓄積された資料は全国各地の環境裁判においても生かされてきた。[39] 裁判を通じて先例としての国内外各地の公害問題の実態や抵抗運動を知ることが、行政の開発を批判し孤立する金武湾を守る会にとって大きな支えとなったことは確かである。

これらの裁判闘争をめぐる評価のあり方は、しかし、施政権返還に伴う変化のなかで組織された裁判闘争の意味を内在的に問うものとはいえず、金武湾を守る会の人々が裁判闘争に抱いていた葛藤や、裁判に見出した限界、そこから生じた抵抗運動の表現のあり方の変化を捉えきれていない。金武湾を守る会の一部の会員たちの間では、公判が進むごとに裁判闘争に対する批判的見方が強まっていくが、特に埋め立て免許の無効を訴えた提訴が「訴えの利益なし」を理由に却下されたことは、彼らに司法に訴えることの限界を改めて強く意識させた。一九七四年の提訴の段階から革新共闘弁護団との交渉や、原告漁民の組織化など、中心的な役割を担っていた石川高校公害研究会（公害研）の教員らは、漁業権裁判の控訴審が始まると同時に闘争から退いていった。[40] 公害研の教員らは、彼らが刊行した雑誌『死角』創刊号で、提訴は、竣工認可が迫るなか金武湾を守る会にとって唯一残された手段でしかなかったとし、裁判が、「単に量的運動への拡大へと、本質的な視点の対象」を歪め、「曖昧模糊とした表層的な意識の量産」を促す危険性を有していると批判した。[41] 彼らは、金武湾闘争が提起してきたのが、地域社会の経済構造の変化がもたらす農漁業をめぐる問題や「本島」と「離島」との間における経済的格差の問題、「復帰思想」の問題であり、弁護団が裁判で組み立てる「法」という「理屈や

Hosei University Repository

論理によって割り切れるような簡単なものではなかった」という。だが裁判によって、金武湾闘争が「全国化への闘い」へと包摂されてしまうことが、「根拠地闘争としてある住民運動そのものの本質と対立するもの」であり、「こと沖縄であるが故の特殊的な歴史と運動体内部の矛盾の止揚を一般的な通念に解消することになる」ことを危惧していた。[42]

公害研の伊波義安は当時を振り返り、原告代理人弁護士らを通じて行う裁判は、直接交渉の場でないこと、したがって住民の怒りを直接ぶつけることができず、またスケジュール闘争であるため、住民運動のエネルギーを霧散させてしまうとしている。さらに、勝てるという幻想から裁判には多くのエネルギーを注いでしまうが、やはり「権力側の土俵」であるため勝てる可能性は少ない。[43] 伊波が提起したこれらの問題は、控訴後も闘争に関わりつづけた世話人・崎原盛秀も認識しており、裁判においては論理のすり替えがなされ、争点が技術論となってからは、一次訴訟のように、漁民が代表して意見を述べることはできなくなっていたとしている。[44]

議論が専門化せざるを得ない裁判闘争においてこれは避けられない事態であったともいえる。技術論的な問題を徹底的に検証するべきか、それとも漁民や住民の声を前面に出すべきか。そもそも、法廷闘争は住民運動としての金武湾闘争にとってふさわしい闘いのあり方といえるのか。金武湾を守る会がこれらの問いに直面したことは、沖縄戦後史における一つの「近代化」ともいえる施政権返還という転機と、「近代」を問う反開発・反公害の世界的な潮流とが交錯するなかで、金武湾闘争が組織

Hosei University Repository

されたことを考えれば必然的であったといえる。このことは同時に、人びとの権利を担保する近代国家秩序の装置としての司法制度を相対化する視点を見出す契機でもあった。

史料や聞き取りから明らかなのは、金武湾を守る会の人々は裁判を続けるなかで水俣、四日市を含む日本各地の深刻な公害問題、そして救済されない人々の存在を知り、憲法の庇護のもとにあると考えられてきた日本が「実像」として見えてくるなかで、日本のなかでの沖縄の位置を知りそこから日本という国家を問う視点を獲得したということである。[45] 裁判を続けることはまた、金武湾を守る会の人びとにとって、次にとりうる行動を見出す過程でもあった。唯一の手段としてではなく、あくまで抵抗の表現のあり方の一形態としての裁判を続けるなかで、「どう自らを表現しうるか、課題を含む闘いのなかでどう問題を是正し運動を拡げていくかが重要なのではないか」と当時考えていたと崎原は振り返る。[46] 裁判闘争の過程でそれを相対化する視点を獲得した金武湾を守る会は、ではどのような表現によって抵抗したのか。

民衆の「生存」思想の表出

司法権力によって「正義」が担保されないことを経験した金武湾を守る会の人々はさまざまな形で法廷への抵抗を示した。一九七五年一〇月の公判で「訴えの利益なし」判決直後に裁判長が立ち去っ

Hosei University Repository

た後、崎原盛秀は裁判長席に立ち上がり「改めて人民裁判を開廷する」と宣言、公判に駆けつけていた守る会の住民らは法廷を占拠し自ら「裁判」を続けていたことが、当時を振り返る座談会記録に残されている。[47] 法廷での出来事はいわば、金武湾を守る会の人々にとって司法制度の正当性がすでに崩壊していたこと、権利の付与は法廷にゆだねるものではなく自ら承認し合い勝ち取るべきものだと捉えられていたことを示している。このことは、裁判闘争が終息するなか、金武湾を守る会の人々の間で「生存権」が問い直されていたことにもつながる。金武湾を守る会の平良良昭は、金武湾闘争を担った与那城村屋慶名、与那城村照間、勝連村浜比嘉島の浜の住民・漁民による沖縄戦中・戦後経験の証言を「海と大地と共同の力―沖縄民衆の生存権の原像」と題してまとめ、一九七八年の「危険物貯蔵所等建築工事禁止仮処分申請」後に提出された技術論中心の準備書面に日本語訳付きで掲載した。[48] 平良は沖縄戦について、「沖縄民衆が、まさに国家によって生存を否定され、地獄に投げ込まれた事態であった」とした上で、「それでも人びとが生きのびてきた、生きのびることを可能にした『力』」の「不思議」を「自覚的なものとしてつかみとらねばならない」とした。[49] なぜ沖縄民衆が、地獄のなかを生き延びることができたのか。語り手の一人である屋慶名のある住民は、米軍の上陸後、捕虜となってからの状況を次のように語っている。

占領されたあと、配給が少ない、アメリカからの。農業できんでしょう。みんなあっちに集結さ

Hosei University Repository

れてね。具志川に。哀れしましたなぁ。あの高江洲に行った頃ー。帰って来たのは、戦争の翌年の二月頃だな。その時分にやっと戻ってきて、仮のバラックを作ったわけ。（中略）畑は当分にされたのよ。ない人もある人も、屋慶名は。等分にせんというと死によったですよ。それでちょっぴり配給があったが、ほんのわずかでね。オカユをたべとったら、転んでしまって、そのオカユがひっさがってしまってね。ひもじくなってね。（中略）私なんぞも学校に授業が済んだら、すぐハル（畑）に行くんですよ。給料なんかは最高四〇〇円、タバコ一ボール一八〇円くらいするんですよ。その給料で米二升買えないんだね、よく生きとったなぁー、そして芋の葉っぱだけ食べてさ、よく生きとった。［改段］シヌイ（もずく）を食べとった。夜なんかは毎日イザイグァー（夜の潮干狩り）をしに行ってね。タコグァー、小さいの、あれも面白い。こんなに大きく見えるわけ、あかく、とって家に行ったらこんなに小さい。シヌイはよく食べましたな。シヌイというのは塩づけでもいいし、酢かけてもいいし、油でいためてもおいしいですよ。ドロドロしてお腹が満ちて、満腹感、感じられるんです。もう満腹というのはあまりなくってね。あー、実によくも生きとったなぁー。[50]

与那城村照間のある一家はまた、戦中・戦後の照間において、他集落から移り住んだ避難者や捕虜に、戦前の所有地ではなく土地を割り当て分配し、農業を続けたと振り返る。[51] 与那城村浜比嘉島浜部

Hosei University Repository

落においても、土地を割り当て百余名の避難者を養うことができたという。[52]

これらの証言に何が見出されたのか。平良は、金武湾闘争で語られた「生存権」が、第二次世界大戦中に中国・朝鮮で戦禍を経験し、除隊後沖縄に戻り再び教員の職に就いた安里清信[53]（一九一三～一九八二年）ら世代の戦争体験に依拠するものであるとして、次のように述べている。

（前略）「生存権」がさかんに言われるなかで憲法の生存権とは違った意味で使われている点、住民の生活原点としての生存権という意味合いにぼくは目がむいていった。〔改段〕いちばん大きい点は、戦争・沖縄戦体験とのカラミがある、という気がして、いろいろな人に聞いていった。そうすると、〝この海のお陰で自分たちは沖縄戦のなかを生きぬいてこれた〟という体験と思いが多くの人びとにある。そうした共通の体験と結びついて「生存権」ということが理解されてきた。（中略）それが「海と大地と共同の力」ということになる。「海と大地と共同の力で生存権を闘いとろう」という金武湾闘争のスローガンは、安里さんたちの原体験・生活の思想を整理したものだ。[54]

沖縄戦中・戦後、人々はどう生き延びてきたのか。それを語り、聞き取り、伝える作業は、金武湾を守る会の人びとにとって、近代国家秩序にもとづく権利概念としての「生存権」を再検討しながら、

Hosei University Repository

沖縄戦を生き延びてきた自らの経験に基づき、民衆にとっての「生存」とは何かを自ら定義していく過程でもあった。安里の死後に行われた追悼座談会で、金武湾を守る会の南風見剛は、安里が考え感じていたことは「国家法を軸にした人間中心の発想」である「人権や民権の領域を超えるものがある」とし、「『生存権』へのホン訳を拒否する領域をもっていた」とした。(55)

安里さんが、晩年というか、西表合宿のころから盛んに使っていたのは〝ウチナーンチュの精(シイ)〟という言葉だよね。「精(シイ)」というのは、宇宙や生態系の自然と交歓する精なんだ。〝精(シイ)を抜かれたら大変だ〟とよく使われるが。あえて翻訳すれば、〝共生感覚〟かな。訳せないな。精という字には当てているけれど、もっとイミが違う。霊力でもあるし・・・。［改段］こういう領域を含んだ「独立」であるし「生存」というものを内部にもっていた。(56)

住民たちの生は沖縄戦中・戦後、海と大地とともにあり、自前の秩序を創造し協力しあうなかで支えられてきた。金武湾闘争後期に表出していた、このような民衆の生に対する思い、特に国家の役割を相対化した「生存」思想は、裁判闘争を経ることで、ここまで言語化されたといえる。

だからこそ金武湾闘争においては、「生存」の基盤である海を「生活」のために破壊するという開発構想からの離脱が、また自らの「生存」思想をいかに表現するかが、模索されていた。裁判闘争が

Hosei University Repository

困難になるなか、漁民らが組織した豊漁を祈願するハーリー、開墾運動と援農、共同体の豊漁・豊作祈願としての伝統行事・文化の復興運動に関する活動報告が、金武湾闘争後期の一九八〇年前後、金武湾を守る会発行の機関誌『東海岸』で頻繁になされるようになる。裁判所での審理のあり方を目の当たりにした金武湾を守る会の人々は、海や土地が自らの生存の基盤であるという感覚をいかに取り戻し表現するか、そのことに意識を向けるようになっていたのである。

おわりにかえて

金武湾を守る会を支援した弁護士の池宮城紀夫が、「実態を明らかにして世論に訴えていく手段」として、復帰後の住民運動において「現地闘争と不離一体」のものとして組織されてきたとする裁判闘争は、石垣島白保の新空港建設反対運動において組織され、嘉手納爆音問題や石川市のゴミ焼却処理施設問題、沖縄市の東部海浜地区埋め立て計画に抵抗するなかでも組織された。これら各地で組織された住民運動は、運動当事者や弁護士個人らの関わりを通じてつながり、各地における経験と記憶が交流のなかで継承されてきた。金武湾の反CTS裁判において強烈に意識された、戦中・戦後の沖縄における国家権力から自律した生のあり方、土地や海を基盤とする「生存」思想は白保の抵抗運動においても継承され、そこでは土地や海に対する近代的所有概念を再検討する議論が展開した。つま

Hosei University Repository

り沖縄戦体験に裏打ちされた「生存」思想は、金武湾闘争という具体的な抵抗運動の経験のなかで培われ、そして後に続く運動において継承され深化してきた。と同時にその「生存」思想は、水俣など日本各地における反公害運動によって培われた「生存」思想とも通底しながら、近代国家秩序に対する普遍的な問いを提起してきた。このことは、金武湾や白保に続く、辺野古の新基地建設や東部海浜地区埋め立て計画に対する抵抗運動が、世界各地の環境団体の動きと連動しながら組織されていることにも表れている。

しかし、住民運動における裁判の意味付けは近年大きく変わりつつある。二〇〇七年に始まった東村高江への米軍ヘリパッド建設に抵抗する座り込みに対し、二〇〇九年一二月、国が交通妨害を理由に仮処分申請、二〇一一年には起訴するという事態に陥っており、法廷における裁判闘争はもはや国家を問うものとしてではなく、むしろその秩序を貫徹させる機能を持ち始めた。しかもこのような事態が沖縄に限らず、原発建設に反対する山口県の祝島住民に対する圧力として拡がっている。国家秩序という制度からある程度自律した生を営んできた人々の生存の基盤である土地や海を奪うだけでなく、抵抗する人々が法の下で裁かれる事態に対し、住民の生をいかに表現するかを模索するに至った金武湾闘争の記憶はどう継承され、具体的な運動においてどう生かされうるのだろうか。住民運動にとっての裁判の意味を問うことはおそらく、日本という国家を問い続けてきた沖縄において今なお重要な課題としてある。

Hosei University Repository

【注】

(1) 沖縄島東海岸に隣接する平安座島の住民らは、一九六〇年代初期から平安座島と沖縄島東海岸を結ぶ海上の道路の建設を試みてきたが、台風で失敗に終わっていた。ガルフ社は三五日という短期間で、道路造成海域の干潟の砂をかき集めて道路にするという突貫工事を行った。平安座石油産業用地等地主会編『創立二〇周年記念誌』平安座石油産業用地等地主会、一九九三年。

(2) 一九七三年一二月二一日、沖縄県職労活動者会議にて伊波義安（当時金武湾を守る会のメンバーであり石川高校教員）は、「CTS公害の恐ろしさについて」という題で講演するなかで、金武湾の島々でスズメやメジロが見られなくなったと述べ、タコやサザエが捕れなくなったと嘆く平安座島の漁師の存在に触れ、漁師の次のような発言を引用している。「私は、公害がないというけど、漁業していて、大変なことが起こりつつあるんじゃないかとひしひしと感ずる。そこで考えることは、平安座からどんなして逃げるかと、いつも考えている」。金武湾に生きる人びとが察知していた危機を、ここに読み取ることができる。『沖縄県職労』第一〇六号、一九七四年七月二四日号。

(3) 崎原盛秀「沖縄は拒否する：反CTS金武湾住民闘争の経過」『季刊労働運動』第一七号、一九七八年四月、一二四―一三六頁、水上学・小川進「沖縄CTS建設が裁くもの」『技術と人間』第六巻七号、一九七七年、安里悦治「金武湾CTS基地の建設を断固として拒否する」『開発と公害』第五号、一九七九年。

(4) Tanji, Miyume, 'The dynamic trajectory of the post-reversion, "Okinawa Struggle": Constitution, environment

Hosei University Repository

and gender.' In Glenn D. Hook and Richard Siddle. *Japan and Okinawa: Structure and subjectivity* (London: Routledge, 2002). Tanji, Miyume. *Myth, protest and struggle in Okinawa* (London: Routledge, 2006).

(5) Tanji, Miyume. 'The dynamic trajectory of the post-reversion "Okinawa Struggle": Constitution, environment and gender.' In Glenn D. Hook and Richard Siddle. *Japan and Okinawa: Structure and subjectivity* (London: Routledge, 2002).

(6) 中野好夫・新崎盛暉『沖縄戦後史』岩波書店、一九七六／二〇〇五年、一―二二頁の「はじめに」を参照。また新崎盛暉「〈日本の潮三〉沖縄からの二つの訴訟」『世界』二四〇号、一九六五年一二月、「〈日本の潮四〉沖縄裁判移送問題のゆくえ」『世界』二五一号、一九六六年一〇月（新崎盛暉『未完の沖縄闘争：沖縄同時代史別巻、一九六二～一九七二』凱風社、二〇〇五年所収）。

(7) 日本弁護士連合会「沖縄報告書」『法律時報』第四〇巻四号、一九六八年。

(8) 南西諸島や小笠原諸島を合衆国の信託統治におくことを承認する講和条約第三条が、憲法第九五条が定める「一つの地方公共団体のみに適用される特別法」であると解釈できること、しかしながら該当する地方公共団体（南西諸島や小笠原諸島）における住民投票と過半数の同意がないため無効であることを指摘した。その上で、米軍統治期の沖縄において、憲法第二二条の定める居住・移転の自由が侵害されていること（本土や域外に出るときに許可を得なければならないこと）と、沖縄在住の原爆被爆者が「原爆被ばく者の医療などに関する法律」に基づき医療費請求を行う権利を有していないことから損害が生じていると訴えた。新崎、

Hosei University Repository

一九六五年。

(9) 民政府による行政の合法性を審査する権利が米政府当局以外ないという理由から、民裁判所で係争中の事件について、民政府が民政府裁判所への移送を命令した「友利事件」と「サンマ事件」を指す。どちらの移送も、これに対し、移送命令の撤回やその命令権を定める大統領行政命令の撤廃を求める数万人の裁判移送撤回要求県民大会が組織された。

(10) 県は一九七四年一月一九日、以下のような声明を発表した。「①CTSの誘致に反対し、各社配分は行なわない。②埋め立て、シーバース工事の続行は認める。③三菱に対しては無公害企業の立地を要請する。④以上の方針を県と与党が共同責任で対処していく」崎原盛秀「沖縄は拒否する：反CTS金武湾住民闘争の経過」『季刊労働運動』第一七号、一九七八年四月、一二八―一二九頁。

(11) 田場典儀からの聞き取り、二〇〇六年一二月二六日。

(12) 『沖縄タイムス』一九七四年九月五日（夕刊）、一〇月三〇日、一〇月三〇日（夕刊）付。

(13) 『沖縄タイムス』一九七四年一二月一三日（夕刊）、一九七五年一月三一日、一九七五年一月三一日（夕刊）、一九七五年二月二八日（夕刊）、一九七五年三月三一日（夕刊）、一九七五年五月二三日（夕刊）、『琉球新報』一九七五年五月二四日、『沖縄タイムス』一九七五年七月二二日、『琉球新報』一九七五年七月二三日（夕刊）付。

(14) 金武湾を守る会『沖縄県が三菱に与えた六四万坪の埋立認可の誤りを糾弾する―金武湾・中城湾開発構想反対（準備書面）』一九七五年九月五日。

Hosei University Repository

(15)『琉球新報』一九七五年九月二三日、一九七五年一〇月四日（夕刊）、『沖縄タイムス』一九七五年一〇月四日（夕刊）付。

(16)『琉球新報』一九七五年一〇月四日（夕刊）付。

(17)『琉球新報』一九七五年一〇月一一日（夕刊）付。

(18)『沖縄タイムス』一九七五年一〇月四日（夕刊）、一九七五年一〇月七日、『琉球新報』一九七五年一〇月一一日（夕刊）付。

(19)『琉球新報』一九七五年一一月二五日（夕刊）付。

(20)『沖縄タイムス』一九七六年一月三〇日（夕刊）付。

(21)『東海岸』第一号、一九七六年三月二〇日。

(22)『琉球新報』一九七六年六月二二日（夕刊）付。

(23)『琉球新報』一九七七年四月九日（夕刊）付。

(24)『琉球新報』一九七七年八月一三日、一九七七年一〇月一三日、一九七七年一二月一〇日（夕刊）、一九七八年二月一九日、『沖縄タイムス』一九七八年六月一九日（夕刊）付。

(25)『沖縄タイムス』一九七九年三月付。

(26)『沖縄タイムス』一九七九年四月四日付。

(27)『沖縄タイムス』一九八〇年一二月二五日付。

Hosei University Repository

(28)『沖縄タイムス』一九八一年二月八日付。

(29)『沖縄タイムス』一九八二年一二月一七日（夕刊）付。

(30) 池宮城紀夫「CTS裁判の終結にあたり」『東海岸』第三二号、一九八二年一二月。

(31) 金武湾を守る会『沖縄県が三菱に与えた六四万坪の埋立認可の誤りを糾弾する―金武湾・中城湾開発構想反対』一九七五年九月五日。

(32) 池宮城紀夫「CTS裁判の終結にあたり」『東海岸』第三二号、一九八二年一二月。

(33)「反CTS闘争を拡げる会」創設者の一人である岡本恵徳は、金武湾を守る会の組織原理の是非をめぐる新里恵二との論争を、一九七五年一月から二月の『琉球新報』にて展開、続いてそれに対する論考が「金武湾を守る会」世話人・崎原盛秀により二月に掲載された。

(34)『沖縄タイムス』一九七四年九月八日付。

(35) 一九七五年二月五日、県労協、沖教祖、中部地区労は「反CTS建設阻止県民総決起大会」を開催、八〇〇〇人が参加した。県労協の地域内労組支部協議会の一つである中部地区労は、「地域闘争」を「日本の労働運動全体の課題」と捉え、また「県労協の下部組織ではない」と明確に打ち出していた。「中部地区労五か年のあゆみ」中部地区労働組合協議会『五周年記念誌』中部地区労、一九七九年二月三日、六、一二頁。

(36) 一九七五年一月一七日には沖縄タイムスホールで安里清信と宇井純（一九三一～二〇〇六年）による講演集会が開催され、その翌年の一月八―一〇日には、沖縄タイムスホールで自主講座「反公害と住民運動」、八

Hosei University Repository

汐荘での懇談会「琉球弧の住民運動」が開催され、各地で取り組まれている住民運動が集い、交流が行われた『沖縄タイムス』一九七五年一月一八日、一九七六年一月九、一〇、一一日付。

(37) この点については、二〇〇九年九月二七日、一二月一六日両日に水上学から口頭で教示を得た。

(38) 水上学からの聞き取り、二〇〇九年九月二七日、一二月一六日。水上はさらに、三菱による水島製油所での事故の原因究明が、金武湾の反CTS裁判を通じてなされたのだと述べている。

(39) 一九七七年三井物産は、閉山間近の愛媛県明浜町高山石炭鉱山へのLPG（Liquid Petroleum Gus＝液化石油ガス）基地建設計画を開始、一九七九年から町議会も正式に誘致の動きを進める。これに対し、一九八〇年、LPG基地建設計画に伴う危険や農業への悪影響を懸念する豊海地区の住民らを中心に「LPG基地について考える会」が結成される。「考える会」は、金武湾・反CTS裁判を支援した研究者や技術者による著書や論文などを通じて、エネルギー基地の危険性や問題について学んだ。この点については、二〇〇九年一二月一六日に小川進から口頭で教示を得て、うつみしこう『虹の里へ』創風社出版、二〇〇八年を参照した。

(40) この点については、二〇一一年三月二九日に伊波義安から口頭で教示を得た。

(41) 死角・蹉跌を撃て編集委員会、一九七六年、二三頁。

(42) 死角・蹉跌を撃て編集委員会、一九七六年、二五頁。

(43) 伊波義安からの聞き取り、二〇一一年三月二九日。

(44) 崎原盛秀からの聞き取り、二〇〇九年一二月二四日、三一日。

Hosei University Repository

(45) この点については、二〇一二年一月六日に、崎原盛秀から口頭で教示を得た。崎原によれば、金武湾闘争を通じて「日本のなかのはきだめを作り出す場所としての沖縄が見えてきた。沖縄に対するヤマトが具体的に、ひとつひとつ、民衆のなかに映像みたいに映ってくるものがあった」という。

(46) 崎原盛秀からの聞き取り、二〇〇九年一二月二四日、三一日。

(47) 金武湾を守る会未出版文書「座談会：金武湾闘争を振り返って」『金武湾闘争史』九三頁。

(48) 金武湾を守る会は一九七八年二月一八日に提出した準備書面を『海と大地と共同の力』と題し冊子として残している。

(49) 沖縄CTS問題を考える会『準備書面：海と大地と共同の力』金武湾を守る会、一九七八年、九七頁。

(50) 同前、八九―九〇頁。

(51) 同前、九二―九三頁。

(52) 同前、九八頁。

(53) 安里清信については、安里清信『海はひとの母である』晶文社、一九八一年や、花崎皋平『田中正造と民衆思想の継承』七つ森書館、二〇一〇年などを参照されたい。

(54) 「〈座談会〉自決・独立への〝源流〟を金武湾闘争・安里清信から学ぼう：安里清信の人と思想」『リュウキュウネシア』二号、一九八三年七月一五日、一―一七頁。『リュウキュウネシア』は「琉球弧民衆運動に関わるものの共同利用の雑誌」として、「自前の、共同の問題提起の場、表現の場、相互批判、評価の場、あ

Hosei University Repository

るいは論争と対話の場をもつ」ことを目的に、〇号（創刊準備号、一九八一年七月一五日刊行）を経て、三号（一九八四年八月一日刊行）まで続いた。

(55) 同前、五頁。

(56) 同前、一二頁。金武湾闘争後期に表現されていたこのような「生存」思想は、次に引用するような石牟礼道子の言葉とも通底しており、沖縄・金武湾という地域性に限定されないひろがりをもつ思想であったともいえる。石牟礼は水俣の人びとを「・・・制度のなかに組み入れられない人たち、抵抗して組み入れられないというのでもなくて、本来、そういうのに属さない自立した人というか、そういう自立心で矜持高く生きている人たち」であるとし、さらに「人権」概念について次のように述べた。「それはそれで意味をもつ言葉ではありますけれど、それ以前の共同体に生きていた言葉に比べれば、まだ歴史が浅いというか、間に合わせにはよいけれど、大ざっぱで魂に届かない。［改段］「人権」ではどうも、出生の奥が見えてきません。（中略）水俣病の人たちは日夜の激痛で、祈らずにはいられなくて、自分の魂は現世ではどうも悲しすぎる。哭いておられるご先祖様と合体して、その魂ごと再生したいと日夜思っているわけですね。それは魂乞いだと思うんです。［改段］それから、漁に行くと、魚とも交歓する。話を聞くと、じつに楽しい時間というか、いきいき、ワクワクするような世界なんですね。漁獲量をあげたいということもあるんですけれど、もっとそれ以前に、魚たちと一体になって戯れる、生き方を競うみたいな、そういう時間なんですね、きっと。漁の話をするときには、本当に声の出し方が違っていますから。本当に生命が躍動しているような話し方をされます。魚た

Hosei University Repository

ちとも本当に一体化しておられるんじゃないかしら。」石牟礼道子「環境破壊　人間もイヌも、魚も、植物も、魂が交歓する連鎖に生きる」西島建男編『この百年の課題』朝日新聞社、二〇〇一年、一三〇頁。

(57) 池宮城紀夫「公害・環境裁判」『法と民主主義』三三頁、第二一一号、一九八六年一〇月。